平成２４年（フ）第１３０９号
札幌市白石区北郷３条１丁目６番28―1001号
債務者　藤田　愛子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３３０号
札幌市厚別区大谷地西４丁目２番３号　ルーベデンス大谷地202号
債務者　泉　　智朗
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３３８号
札幌市白石区北郷５条５丁目３番12号　北郷エスパルス102号
債務者　池田万里子（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３７２号
札幌市豊平区中の島２条８丁目２番11号　こぶしハイツＣ－６号
債務者　宮腰　雅有
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３８９号
札幌市北区新琴似10条５丁目２番６号
債務者　木元　朋美
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４０１号
札幌市厚別区大谷地西１丁目５番32―103号
債務者　坂井　博喜
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４０７号
札幌市西区西野８条４丁目３番19号
債務者　原田　博幸
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４０８号
札幌市西区西野８条４丁目３番19号
債務者　原田　裕介
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４１３号
札幌市南区真駒内南町３丁目１番15―508号
債務者　池田美由紀（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４６０号
札幌市中央区南４条西14丁目２番５号　コーポ４Ａ－２
債務者　山本　好子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３７１号
埼玉県川越市大字山田198番地１　クラール103号室
債務者　福田　和博
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３８５号
埼玉県所沢市大字山口1854番地の１　ヒルクレストＡ―201
債務者　佐藤　銀一
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３８６号
埼玉県所沢市大字山口1854番地の１　ヒルクレストＡ―201
債務者　佐藤美和子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２３１号
埼玉県行田市栄町10番25号
債務者　樋口　　聡
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２９９号
神奈川県厚木市妻田南１丁目１番９―303号
債務者　梶原　康彦
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３５３号
神奈川県厚木市戸室１丁目40番１号　ハイツ宮田203
債務者　浅坂　　貴
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３５９号
神奈川県厚木市田村町２番24―1004号
債務者　安西　正一
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部